**平成２９年（フ）第７８号**
川崎市幸区東古市場116番地　市営古市場住宅　２―303
債務者　結城　琴美
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２９年（フ）第８８号**
川崎市宮前区平２丁目12番１―503号　センチュリータウン、前住所川崎市宮前区平５丁目１番34号　ハイツサンユウ　102
債務者　末上　朝子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２９年（フ）第１００号**
川崎市多摩区生田５丁目19番１号　コート・ニュータイチ　103、前住所川崎市多摩区登戸2993番地　第７トキワ荘　203
債務者　平　　勉
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２９年（フ）第１２３号**
川崎市多摩区東生田４丁目12番18号　グリーンヒル東生田　202
債務者　山中　弘美
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２９年（フ）第１５７号**
愛知県長久手市菖蒲池1116番地　パンシオン・ブランシュール103号
債務者　鈴木　好人
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１７９号**
名古屋市千種区観月町１丁目29番地　観月ハウス407号
債務者　鴻野　和江（旧姓岡勢）
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１９９号**
名古屋市千種区松軒１丁目５番７号　松軒ビル603号
債務者　小木曽　竜
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１５４号**
高知市針木本町11番２―６号
債務者　野嶋　美和
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第２２９号**
札幌市北区北24条西15丁目３番１―406号
債務者　中村　健二
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２３０号**
札幌市北区北24条西15丁目３番１―406号
債務者　中村恵里奈
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２３９号**
札幌市豊平区平岸２条９丁目１番55―304号
債務者　藤村　澄子（旧姓田中・岡嶋）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２４７号**
札幌市西区西野７条２丁目１番30号　暁荘５号
債務者　武田美惠子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２５３号**
札幌市清田区里塚緑ケ丘７丁目10番１号
債務者　脇田　　良
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２５９号**
札幌市中央区南６条西８丁目３番地３　シェトラーゼ703号
債務者　滝澤　純一
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２６０号**
札幌市中央区南６条西８丁目３番地３　シェトラーゼ703号
債務者　滝澤　　惠（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２６３号**
札幌市白石区本郷通８丁目北３番２号　テレパレス本郷Ⅲ―341号
債務者　大谷　仁美
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２７４号**
札幌市南区澄川１条３丁目２番27号　エタニティー澄川203号
債務者　谷岡一太郎
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部